

岡山県小学生バレーボール連盟加盟団体登録規定

岡山県小学生バレーボール連盟規約第4条により、加盟団体登録規定を次のとおり定める。

(加盟登録)

第1条 加盟登録しようとする団体は、岡山県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）所定の書式に男女別々に必要事項を記載し、本連盟に申請するものとする。

2 加盟登録しようとする団体の所属地区（岡山、東備、備西、県北）は、チームの所在地をもって登録するものとする。

チームの所在地とは、主たる活動場所をいう。

3 加盟登録しようとする団体は、JVA メンバー制度にチーム登録を済ませ、申請するものとする。

4 申請は、随時受付ける。

5 登録の有効期限は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第2条 登録構成員の資格は、次のとおりとする。

1 選手

1) 岡山県の国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、あるいは在住している者で4月1日現在12歳未満の者。

2) JVA に個人登録を済ませた者であること。

2 指導者

中学生以上で、チームに一人は成人であること。

(登録重複の禁止)

第3条 登録は一人一団体とする。

2 男女チームを有する同一団体にあつては、両チームを兼ねて登録はできないものとする。但し、大会により交互にチーム役員になる事は認める。

(追加登録)

第4条 登録団体は、その構成登録員に追加或いは変更がある場合には、遅滞なく本連盟に届け出なければならない。

(追加登録の効力)

第5条 毎年5月1日以降に申請された加盟団体登録の届け出、及び登録構成員の追加あるいは変更届では、本連盟が承認した日から、効力を発生する。

(登録の失効)

第6条 登録団体は、その構成登録員が退団したときは、直ちに登録抹消届けを本連盟に提出しなければならない。登録を抹消される者の登録は、本連盟が承認した日から効力を失う。

(移籍)

第7条 選手の年度途中における住所移転を伴わない所属団体の移籍は認めない。

(競技会への参加)

第8条 日本小学生バレーボール連盟または本連盟の主催または共催する大会・予選会(以下「競技会」という。)については、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。

(虚偽の申請)

第9条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に違反したとき、または合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めたときは、理事会において協議し、登録団体又は構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは一定期間競技会の参加並びに出場を停止することがある。

(その他)

第10条 大会参加並びに出場について、本規定のほか各大会参加要項を併用して適用する。

付 則

本規定は平成12年4月1日より運用する。

本規定は平成23年3月27日より運用する。

本規程は平成23年10月8日より運用する。

本規定は平成26年3月1日より運用する。

本規定は平成28年3月5日より運用する。